

後期高齢者医療制度のお知らせ

～減額認定証と健康診査について～

● 限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します

住民税非課税世帯の方は、自己負担限度額や入院中の食事代などが減額されます。入院の際には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市介護福祉課高齢者福祉担当までお申し出ください。なお、住民税課税世帯の方は対象になりません。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成22年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合1丁目
氏名	後期 一郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成22年 8月 1日
有効期限	平成23年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院 該当年月日	平成22年 8月 1日
保険者印	印
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 印



住民税非課税世帯の 「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の適用

- 「区分Ⅱ」
世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
- 「区分Ⅰ」
世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれかに該当する方に適用されます。
 - ・世帯全員の所得が0円の方
(公的年金収入のみの場合、受給額80万円以下)
 - ・老齢福祉年金を受給されている方

● 後期高齢者「健康診査」を受診しましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防、そして、健康状態を保持・増進することにより、いつまでも介護を必要としない体を維持することができます。年1回の「健康診査」を受けて健康管理に努めましょう。後期高齢者健康診査の受診料は無料です。

● 後期高齢者「短期人間ドック」を実施しています

市立根室病院での短期人間ドックを実施しています。自己負担額は5,000円で定員になり次第締め切りとなります。申し込みなど詳細については、市介護福祉課高齢者福祉担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601番

市役所介護福祉課高齢者福祉担当

(1階16番窓口)

電話 23-6111番 内線2174